

◆ 市民税・県民税の計算例

～Aさんの場合（洋品店個人経営）～

- ㊦ 年収 600 万円（青色申告を承認されている）
 ㊧ 必要経費 290 万円
 ㊨ 支払った社会保険料 12 万円
 ㊩ 支払った生命保険料（旧契約） 8 万円
 ㊪ 支払った地震保険料 4 千円

家族構成

- ㊫ 妻（専従者…給与 80 万円）
 ㊬ 子ども 2 人（16 歳、12 歳）

① 事業所得の計算 総収入－必要経費

$$㊦ 6,000,000 \text{ 円} - (㊧ 2,900,000 \text{ 円} + ㊨ 800,000 \text{ 円}) - 100,000 \text{ 円（青色申告特別控除）} = 2,200,000 \text{ 円}$$

※専従者給与（控除）【P19】

② 所得控除額の計算

㊨ 社会保険料控除	支払額＝控除額	120,000 円
㊩ 生命保険料控除	限度額（35,000 円） 【P19】	35,000 円
㊪ 地震保険料控除	支払金額の 1/2（限度額 25,000 円） 【P19】	2,000 円
㊬ 扶養控除	（16 歳一般扶養）× 1 人＝330,000 円 【P10】	330,000 円
基礎控除	【P10】	430,000 円
控除合計額		917,000 円

③ 課税所得金額の計算 所得－所得控除

$$2,200,000 \text{ 円（所得）} - 917,000 \text{ 円（所得控除）} = 1,283,000 \text{ 円}$$

④ 所得割額の計算 課税所得金額×税率－調整控除額

i 市民税 $1,283,000 \text{ 円} \times 0.06 \text{（税率）} - 3,000 \text{ 円（調整控除額）} = 73,980 \text{ 円}$

ii 県民税 $1,283,000 \text{ 円} \times 0.04 \text{（税率）} - 2,000 \text{ 円（調整控除額）} = 49,320 \text{ 円}$

調整控除額の計算【P12～P13】

$$\frac{(50,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人})}{\text{扶養控除}} + \frac{50,000 \text{ 円}}{\text{基礎控除}} = 100,000 \text{ 円（人的控除額の差の合計額）}$$

- ・市民税：100,000 円×3%＝3,000 円
- ・県民税：100,000 円×2%＝2,000 円

⑤ 年税額の計算 市民税・県民税（均等割額＋所得割額）＋森林環境税

	均 等 割 額	所 得 割 額	年 税 額
市 民 税	3,000 円	73,900 円	76,900 円
県 民 税	1,700 円	49,300 円	51,000 円
森 林 環 境 税	—	—	1,000 円
計	4,700 円	123,200 円	128,900 円

（100 円未満は切捨て）

※市民税・県民税均等割額に 500 円ずつ加算されていた東日本大震災復興税（年税額 1,000 円）は令和 5 年度で終了しました。

※森林環境税は令和 6 年度から開始された国税（年税額 1,000 円）になります。

～Bさんの場合（会社員）～

- ㊦ 年収 500万円
 ㊧ 支払った社会保険料 20万円
 ㊨ 支払った生命保険料
 （一般生命保険料：旧契約） 7万5千円
 （一般生命保険料：新契約） 3万円
 （個人年金保険料：新契約） 3万円
 （介護医療保険料：新契約） 3万円
 ㊩ 支払った地震保険料（長期） 1万5千円

家族構成

- ㊪ 妻（年収97万円）
 ⇒市・県民税はかからない【P6】
 ㊫ 子ども2人（16歳、22歳）

① 給与所得の計算 総収入－給与所得控除額 【P8】

$(\text{㊦}5,000,000 \text{円} \div 4) \times 3.2 - 440,000 \text{円} = 3,560,000 \text{円}$

② 所得控除額の計算

㊧ 社会保険料控除	支払額＝控除額	200,000円
㊨ 生命保険料控除 【P19】	一般生命保険料（旧契約）	35,000円（限度額）
	個人年金保険料（新契約）	21,000円 （支払金額の1/2＋6,000円）
	介護医療保険料（新契約）	21,000円 （支払金額の1/2＋6,000円）
㊩ 地震保険料控除（長期）	支払金額の1/2＋2,500円 【P19】	10,000円
㊪ 配偶者控除	【P10～11】	330,000円
㊫ 扶養控除	450,000円（22歳特定扶養） ＋ 330,000円（16歳一般扶養） 【P10】	780,000円
基礎控除	【P10】	430,000円
控除合計額		1,820,000円

③ 課税標準額の計算 所得－所得控除

$3,560,000 \text{円（所得）} - 1,820,000 \text{円（所得控除）} = 1,740,000 \text{円}$

④ 所得割額の計算 課税所得金額×税率－調整控除額

i 市民税 $1,740,000 \text{円} \times 0.06 \text{（税率）} - \text{調整控除額 } 9,900 \text{円} = 94,500 \text{円}$

ii 県民税 $1,740,000 \text{円} \times 0.04 \text{（税率）} - \text{調整控除額 } 6,600 \text{円} = 63,000 \text{円}$

調整控除額の計算【P12～P13】

$50,000 \text{円} + (50,000 \text{円} + 180,000 \text{円}) + 50,000 \text{円} = 330,000 \text{円}$ （人的控除額の差の合計額）

配偶者控除 扶養控除 基礎控除

・市民税：330,000円×3%＝9,900円

・県民税：330,000円×2%＝6,600円

⑤ 年税額の計算 市民税・県民税（均等割額＋所得割額）＋森林環境税

	均等割額	所得割額	年税額
市 民 税	3,000円	94,500円	97,500円
県 民 税	1,700円	63,000円	64,700円
森 林 環 境 税	—	—	1,000円
計	4,700円	157,500円	163,200円

（100円未満は切捨て）

※市民税・県民税均等割額に500円ずつ加算されていた東日本大震災復興税（年税額1,000円）は令和5年度で終了しました。

※森林環境税は令和6年度から開始された国税（年税額1,000円）になります。

【専従者給与（控除）】

事業経営が家族的規模によって営まれている場合には、そこで働く家族などに対して支払った給与相当額を経費として、次の表の区分に応じた額が控除されます。

区分	控 除 額
所得税で青色申告した人	支払った金額（税務署長の承認が必要です。）
青色申告以外の人	① 50 万円（配偶者は 86 万円） ② $\frac{\text{事業専従者控除額控除前の所得金額}}{\text{事業専従者の数} + 1}$ ①、②のいずれか少ない金額が一人当たりの専従者控除額

【生命保険料控除の計算】

① 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除（新契約）

年間の支払保険料等	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等 $\times 1/2 + 6,000$ 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等 $\times 1/4 + 14,000$ 円
56,000 円超	一律 28,000 円

② 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除（旧契約）

年間の支払保険料等	控除額
15,000 円以下	支払保険料等の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 $\times 1/2 + 7,500$ 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等 $\times 1/4 + 17,500$ 円
70,000 円超	一律 35,000 円

③ 新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合の控除

①及び②で計算した控除額の合計額

● 生命保険料控除の限度額

一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、控除ごとに

①新契約のみで申告 ②旧契約のみで申告 ③旧契約と新契約の両方で申告

のいずれか有利な方法を選ぶことができます。

①、②、③のいずれか
有利な方法を選択

	一般生命保険料控除	個人年金保険料控除	介護医療保険料控除
①	(新) のみ 限度額：28,000 円	(新) のみ 限度額：28,000 円	新制度からの新設区分のため、旧制度での取扱いはありません。 限度額：28,000 円
②	(旧) のみ 限度額：35,000 円	(旧) のみ 限度額：35,000 円	
③	(新) + (旧) 限度額：28,000 円	(新) + (旧) 限度額：28,000 円	

合計の適用限度額：7 万円

【地震保険料控除の計算】

種類	要件		控除額	
地震保険料控除 長期損害保険料控除 〔平成 18 年 12 月 31 日までに契約を締結した、保険期間が 10 年以上で満期返戻金があるもの〕	地震	支払った保険料等の金額 A	$A \times 1/2$ (最高 25,000 円)	
	長期	支払った保険料等の金額 B が		
		～ 5,000 円以下		B の金額
		5,001 円～15,000 円		$B \times 1/2 + 2,500$ 円
		15,001 円以上		10,000 円
地震保険料と長期の損害保険料の支払額を、それぞれ上の式にあてはめて算出した控除額の合計が、地震保険料控除額になります（最高 25,000 円）。				

■ 分離課税（課税の特例）

個人の市民税・県民税の所得割は、各種の所得金額を合計して税額を計算する総合課税を原則としていますが、退職所得や土地建物等の譲渡所得などについては、他の所得と区分して、分離課税の方法で課税する特例が設けられています。

ア 退職所得

退職所得にかかる市民税・県民税は、他の所得と分離して計算され、退職金などの支払を受けるときに、次の計算方法による税額が差し引かれます。

【退職所得にかかる税額の計算方法】

$$\text{税額} = (\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率} \quad (\text{100円未満の端数切捨て})$$

(1,000円未満の端数切捨て)

所得割の税率 市民税 6%、県民税 4%

※ 特定役員退職手当等については、2分の1する措置はありません（「特定役員退職手当等」とは、役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます）。

また、令和4年1月1日以後、勤続年数が5年以下の役員等以外の退職金において、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については、2分の1する措置はありません。

● 退職所得控除額

勤続年数 (1年未満の端数は切上げ)	退職所得控除額
20年以下のとき	40万円×勤続年数 ※ただし、80万円に満たない場合は80万円
20年を超えるとき	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 勤務年数に端数がある場合は切り上げます。 例：8年4ヶ月⇒9年

※ 障がい者になったことにより退職した場合は、この控除額に100万円を加算します。

イ 譲渡所得

個人の所有する土地や建物等の資産を譲渡した場合の所得に対する市民税・県民税は他の所得と分離して税額を計算します。

【長期譲渡所得と短期譲渡所得】

土地や建物等を譲渡した年の1月1日現在における所有期間により、長期譲渡と短期譲渡に区分され、課税のしくみが異なります。

	所 有 期 間（令和5年中に譲渡があった場合）
長 期 譲 渡 所 得	5年を超える（平成29年12月31日以前に取得）
短 期 譲 渡 所 得	5年以下（平成30年1月1日以降に取得）

【譲渡所得にかかる税額の計算方法】

$$\text{譲渡の収入金額} - (\text{譲渡した資産の取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額} \times \text{税率}$$

これを課税譲渡所得金額といいます。

● 長期譲渡所得の税額計算

$$\text{税額} = \text{課税譲渡所得金額} \times \text{税率} \quad (\text{市民税} 3\% \cdot \text{県民税} 2\%)$$

※ 居住用財産の譲渡や、国又は地方公共団体に対する譲渡（収用等）の場合など、一定の要件に該当するときは税率が異なります。

● 短期譲渡所得の税額計算

$$\text{税額} = \text{課税譲渡所得金額} \times \text{税率} \quad (\text{市民税} 5.4\% \cdot \text{県民税} 3.6\%)$$

※ 国や地方公共団体への譲渡（収用等）などについては、税率や計算が異なります。

【特別控除額】（1年間で合計 5,000 万円までが限度となります。）

譲渡の理由	特別控除額
① 収用対象事業のために、土地や建物等を譲渡した場合	5,000 万円
② 自分の住んでいる家屋やその敷地を譲渡した場合	3,000 万円
③ 特定土地区画整理事業等のために、土地等を譲渡した場合	2,000 万円
④ 特定住宅地造成事業等のために、土地等を譲渡した場合	1,500 万円
⑤ 特定期間に取得した土地等を譲渡した場合	1,000 万円
⑥ 農地保有の合理化等のために、農地等を譲渡した場合	800 万円
⑦ 低未利用土地等を譲渡した場合	100 万円

ウ 上場株式等の配当所得

上場株式等の配当所得について、確定申告をせずに、税率 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の源泉（特別）徴収だけで課税関係を済ませることができます。

総合課税の確定申告をした場合には、配当控除や配当割額控除の適用を受けることができるほか、申告分離課税を選択して確定申告をした場合には、上場株式等の配当所得と上場株式等の譲渡損を損益通算することができます（分離課税を選択した場合には、配当控除の適用はありません）。

なお、確定申告した場合には、配当所得が合計所得に算入されるため、その金額によっては配偶者控除や扶養控除から外れる場合や、国民健康保険税や介護保険料等の算定に影響する場合があります。

■ 申告

賦課期日（1月1日）に宇都宮市内に住んでいる人は、毎年3月15日（3月15日が土曜日・日曜日にあたる時は、翌月曜日）までに、前年中の収入を申告しなければなりません。ただし、次の人は申告する必要はありません。

- ・ 税務署で所得税の確定申告をした人
- ・ 前年中に給与所得のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人
- ・ 公的年金収入のみで所得控除等の追加申告の必要のない人
- ・ 税法上の扶養親族となっている人

POINT

申告書にマイナンバー（個人番号）の記載を！

市民税・県民税の申告書や、所得税の確定申告書の提出の際は、本人確認のため次の書類が必要です。

- ・ 「マイナンバーカード（個人番号カード）」
 - ※ 「マイナンバーカード（個人番号カード）」が無い場合は次の2種類の書類が必要です。
- ① 「通知カード（住所や氏名等の記載内容が住民票と一致している場合に限り、利用可能）」、「個人番号が記載された住民票の写し」などのいずれか1つ（番号確認書類）
- ② 「運転免許証」、「障害者手帳」、「公的医療保険の被保険者証」、「年金手帳」、「介護保険被保険者証」、写真付きの「社員証」・「学生証」などのいずれか1つ（身元確認書類）



■ 納税

市民税・県民税の納税の方法には、普通徴収と給与所得に係る特別徴収、年金所得に係る特別徴収の3つの方法があります。

ア 普通徴収

事業所得、不動産所得などの所得者の市民税・県民税は、市役所から送付する納税通知書兼決定通知書によって、各納税義務者が、税額を年4回に分けて納めます。

納期	6月、8月、10月、翌年1月
----	----------------

イ 給与所得に係る特別徴収

給与所得者の市民税・県民税は、会社などの給与の支払者（特別徴収義務者といいます。）が、税額を6月から翌年5月までの年12回に分けて、毎月の給与支払いの際に、納税者の給与から徴収し、納税者に代わって納めます。

納期	徴収した月の翌月10日まで
----	---------------

【特別徴収されていた人が年の途中で退職した場合】

納税者が退職などにより給与の支払を受けなくなったときは、次の場合を除いて、給与から徴収できなくなった残りの税額を普通徴収の方法により納めることになります。

- ・ 退職の際に、給与や退職金などから残りの税額を一括徴収された場合
- ・ 会社などに再就職し、そこで引き続き特別徴収される場合

※ 1月以降に退職などの事情により、給与の支払を受けなくなったときは、原則として納税者からの申出がなくても、退職金などから一括徴収されます。

ウ 年金所得に係る特別徴収

- 令和6年4月1日現在 65歳以上で、既に公的年金からの特別徴収（引き落とし）が行われている方

納税方法	年金からの引き落とし（計6回）					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	令和6年4月	令和6年6月	令和6年8月	令和6年10月	令和6年12月	令和7年2月
税額	令和5年度の年金所得に係る年税額の2分の1の額を3回に分けて各支給月に引き落とし			年金所得に係る税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を3回に分けて各支給月に引き落とし		

- 令和6年4月1日現在 65歳以上で、前年度に公的年金からの特別徴収（引き落とし）が行われていない方

納税方法	納付書又は口座振替等で納付		年金からの引き落とし（計3回）		
	令和6年6月（1期）	令和6年8月（2期）	令和6年10月	令和6年12月	令和7年2月
税額	年金所得に係る税額の2分の1の額を2回に分けて、納付書又は口座振替等で納付		年金所得に係る税額の2分の1の額を3回に分けて各支給月に引き落とし		

納期 徴収した月の翌月10日まで

【年金からの特別徴収が中止となる場合】

次のいずれかにあてはまる場合、公的年金からの特別徴収が中止となり、普通徴収へ変更となります。この場合、切替えになった普通徴収分の税額は、普通徴収納付書（又は口座振替）で納付することになります。

- ① 特別徴収（引き落とし）対象の年金から、所得税（源泉徴収税額）、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を差し引いた後の年金残額が市民税・県民税の特別徴収税額より少なく、市民税・県民税が特別徴収（引き落とし）できなくなった場合
- ② 死亡した場合
- ③ 年金所得に係る市民税・県民税の税額が変更となり、年金から特別徴収（引き落とし）ができない金額になった場合
- ④ 3月31日までに、市外への転出などにより、本市の介護保険被保険者でなくなった場合

【令和6年4月1日現在 65歳以上の人で公的年金所得以外の課税対象所得がある場合】

- 年金収入以外に給与所得がある場合で、給与から市民税・県民税が徴収されているときは、給与と年金に係る税額を分けてそれぞれの支払額から特別徴収されます。
- 給与と年金以外の所得に係る税額は、納付書又は口座振替などで納めていただきます。

■ 減免

災害や生活保護を受けた場合など、納税が特に困難な人には、その状況に応じて市民税・県民税が減免されることがあります。

年の途中で市外へ引っ越した場合の市民税・県民税はどこに納めるの？

Q 私は、令和6年の途中で宇都宮市から市外へ引っ越しましたが、令和6年度の個人市民税・県民税はどこに納めるのですか？

A 市民税・県民税は、前年の所得に基づいて計算された税額を、その年の1月1日にお住まいの市町村に納めていただくことになります。

あなたの場合は、年の途中で転出されていますが、令和6年度の市民税・県民税は宇都宮市に全額納めていただくことになります。

年の途中で亡くなられた方の市民税・県民税はどうなるの？

Q 私の父は、令和6年4月に亡くなりましたが、父の市民税・県民税はどうなりますか？

A 市民税・県民税は、前年の所得に対して、毎年1月1日に住所のある市町村で課税となりますので、1月2日以降にお亡くなりになられた場合も納税義務が生じることになります。

したがって、令和6年4月に亡くなられたあなたのお父さまには、令和6年度の市民税・県民税が課税されます。納税をする前に亡くなられた場合は、相続人に残りの税額を納めていただく必要があります。

POINT

定額減税・調整給付が実施されます

■ 定額減税

令和6年度の税制改正により、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度の個人住民税1万円の定額減税を実施します。ただし、合計所得金額1,805万円超（給与収入2,000万円超相当）の方は対象外となります。

■ 調整給付

令和6年度の個人住民税や令和6年分の所得税における定額減税で、減税しきれない金額がある場合は、個人住民税と所得税の減税しきれない金額を合算し、1万円単位で切り上げた額を調整給付として支給します。

定額減税及び調整給付の詳細については、市ホームページや国税庁ホームページをご覧ください。

今年（現在）は働いてないのに、なぜ市民税・県民税がかかるの？

Q 私は、昨年 10 月に仕事を辞め、現在は働いていませんが、市民税・県民税の納税通知書が届きました。どうしてですか？

A 市民税・県民税は、前年の 1 月から 12 月までの所得に対して翌年に課税されるためです。税額は毎年 6 月に決定され、6 月、8 月、10 月、翌年の 1 月が納期になります。

収入が無い場合にも申告は必要なの？

Q 私は、昨年中病気で収入がありませんでしたが、市民税・県民税の申告が必要ですか？

A 個人市民税・県民税申告は各種行政サービスのための基礎資料となりますので、前年の収入がない方も市民税・県民税の申告をしてください。

もし申告をしていないと、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの料金算定が正しくできません。

また、保育園入所・就学援助金・公営住宅入居などの申請の際に必要となる、所得証明書や課税証明書が発行できないことがあります。

収入が公的年金のみの場合の申告はどうしたらいいの？

Q 私の収入は公的年金の 230 万円のみですが、申告は必要ですか？

A 公的年金等の収入が 400 万円以下で、かつそれ以外の所得が 20 万円以下である場合には、確定申告の必要はありません（所得税の還付を受ける場合などを除く）。

ただし、公的年金の収入以外に所得がある場合は、その所得が 20 万円以下であっても、市民税・県民税の申告が必要です。また、市民税・県民税で、社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除等を受けたい場合には市民税・県民税の申告が必要です。

会社を退職した場合の市民税・県民税はどうなるの？

Q 私は令和 5 年 12 月末日に退職しました。令和 6 年 2 月に市から納税通知書が送られてきましたが、在職中、会社の給与から市民税・県民税が特別徴収されていました。二重に課税されていませんか？

A 給与所得者に対する市民税・県民税は、前年中（1 月～12 月）の所得に基づいて翌年度に課税され、給与支払者が 6 月から翌年 5 月までの 12 回に分け毎月の給与から徴収し、納入する仕組みになっています。これを特別徴収と言います。

あなたの場合、令和 5 年度の市民税・県民税については、在職中は特別徴収されていましたが、退職により特別徴収ができなくなりましたので、その後の納税方法は普通徴収に変更となり、個人で納税していただくことになります。

この場合、年間の税額から特別徴収した税額を差し引いた残りの税額（令和 6 年 1 月～5 月分）についての納税通知書をお送りしたもので、二重課税ではありません。